



総社市告示第113号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び総社市税条例（平成17年条例第53号）第18条の2第1項の規定に基づき、平成30年7月19日付け総社市告示第91号において別途告示で定めることとしている期日のうち、下記の地域に住所を有し、又は所在する納税者、特別徴収義務者等については、同条例第23条（第1項第1号及び第2号を除く。）の規定により課する法人の市民税、同条例第92条の規定により課する市たばこ税を除き、別紙のとおりとする。

平成30年10月3日

総社市長 片岡 聡



記

市名	指定地域
総社市	上原, 富原, 八代, 下原, 美袋, 日羽, 原, 影, 中尾, 下倉, 種井, 延原, 宇山, 槁, 清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因

別紙

対象となる申告等の期限		指定する期日
平成30年7月1日から平成30年7月31日までの間に到来する固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税の普通徴収に係る税額の納付の期限		平成30年10月31日
平成30年8月1日から平成30年8月31日までの間に到来する個人の市民税・県民税の普通徴収に係る税額の納付の期限		平成30年10月31日
平成30年8月1日から平成30年8月31日までの間に到来する国民健康保険税の普通徴収に係る税額の納付の期限		平成30年11月30日
平成30年9月1日から平成30年10月1日までの間に到来する固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税の普通徴収に係る税額の納付の期限		平成30年12月25日
平成30年10月1日から平成30年10月31日までの間に到来する個人の市民税・県民税の普通徴収及び国民健康保険税の普通徴収に係る税額の納付の期限		平成31年 1月31日
平成30年11月1日から平成30年12月25日までの間に到来する固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税の普通徴収に係る税額の納付の期限		平成31年 2月28日
平成31年1月1日から平成31年1月31日までの間に到来する個人の市民税・県民税の普通徴収及び国民健康保険税の普通徴収に係る税額の納付の期限		平成31年 4月 1日
給与所得等に係る個人の市民税・県民税の特別徴収税額の納入の期限のうち右に掲げる期日に到来するもの	平成30年 7月10日	平成30年10月31日
	平成30年 8月10日	
	平成30年 9月10日	
	平成30年10月10日	
上記に掲げる期限以外の申告等の期限（法人の市民税及び市たばこ税に係るものを除く。）		平成30年10月31日